

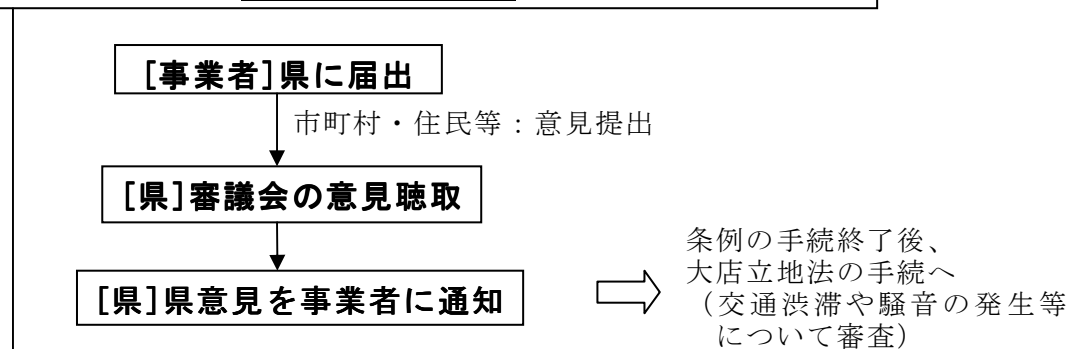
「特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例」の概要

【対象となる施設】（＝特定大規模集客施設）
床面積 6,000 m²超の集客施設（店舗、映画館、遊技場など）

1 立地誘導制度

特定大規模集客施設を設置しようとする者に対し、計画概要を記載した**届出書**を**県に提出**することを義務付け

【目的】特定大規模集客施設の立地を**適切な地域**に**誘導**
 ⇒県は、**立地が適切な地域**かを審査



【特定大規模集客施設の立地（届出）状況】

		条例施行前 (全 69 施設)	条例施行後 (全 7 施設)
立地が適切な地域	原則適地 (商業地域、近隣商業地域)	23/69 施設 (33.3%)	6/7 施設 (85.7%)
	特に立地が望ましい地域① (広域都市拠点) (注)	57/69 施設 (82.6%)	7/7 施設 (100%)
	特に立地が望ましい地域② (中心市街地)	4/69 施設 (5.8%)	1/7 施設 (14.3%)

(注)盛岡市、宮古市、大船渡市など 11 市

2 地域貢献活動計画提出制度

特定大規模集客施設の設置者に対し、**毎年度、地域貢献活動**(注)**計画書**及び**報告書**を**県に提出**することを義務付け（県は、計画書及び報告書をホームページで公表）

(注)地域貢献活動：施設設置者が自発的に行う地域社会に貢献する活動（地元雇用への協力、地域の事業者との取引の促進、地元商店街との共同活動等）

【地域貢献活動計画書及び報告書の提出率】 **86.1%** (全 72 施設のうち 62 施設が提出)